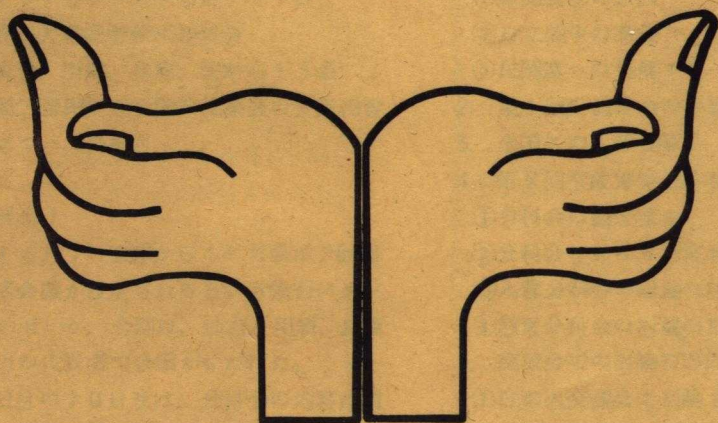


民闘連

ニュース

1976. 7 第 13号



目 次

■第7回民闘連全国代表者会議報告	1
■「民闘連」全国交流集会への案内	2
■連載論壇・日本人にとっての在日朝鮮人問題 (3)	
— ひとつの中間総括として —	徳永五郎 4
■在日韓国人の地域実践活動報告	
川崎における地域活動の歩み、そのはじめてから現在まで	編集部 7
尼崎市との第8回交渉 — 第二期行政闘争 —	編集部 10
■申京煥氏裁判 (4)	
在日韓国・朝鮮人の在留権獲得の闘い	有吉克彦 13
■論文紹介・経験と自己回復 (6)	鄭大均 15
■ミニ情報	18
■編集後記	21

第7回民闘連全国代表者会議報告

「全国民闘連交流集会へ むけての問題提起」の内容決定す

■第7回全国代表者会議報告

日時 1976年7月10日～11日

場所 在日大韓基督教川崎教会

参加 仙台、川崎、兵庫、等から13名

議題 第二回民闘連全国交流集会の企画内容
についての検討

〔会議経過〕

前回（6月）の会議から1ヶ月後に7回目の代表者会議が設定されるという強行スケジュールのせいか、今回は、仙台、川崎、兵庫の三地方の代表者で会議がもたれた。

第1日目の10日夜は、分科会の内容に関して前回に引き続きつめた話しが交され、再度それぞれの地方からの要望と、分科会で論議されるべき問題点が指摘された。

仙台からは、入管分科会における論点に関し、①入管の密入国者に対する人道的なポーズにどう応えるか、②在日韓国人の永住権と権益闘争の評価、③入管関係の判例を資料化して欲しい、等の意見が出された。また民闘連の組織問題に関し若干の提言がされた。

一方、兵庫からは、教育分科会に関する意見がよせられ、①同和教育と民族教育の違い②民族差別を克服する教師側の基点、③当事者対策として在日韓国人に対する日本人教師の姿勢が問い返えされなくてはならない、と言った意見が出された。

以上の意見に対し若干の討論が交わされ、それぞれ、分科会、交流会で反映されるようにしていくという同意がなされた。

第2日目の会議では、「交流集会にあたっての問題提起」（基調）の内容が逐一検討された。内容は、

1. 日立闘争の教訓と民闘連

①共闘成功の原因

②日立闘争の意義

③民闘連への発展

2. 第1回交流集会の討議及び残された課題

3. 全国この1年の闘い

4. 第2回交流集会での討論の方向

①分科会の設定理由

②分科会における事実認識

③入管分科会の討論の柱

④教育分科会の討論の柱

5. 交流会での討論の方向

①日本人交流会で討論される内容

②韓国人交流会で討論される内容

等の項目から成り立っている。いわゆる基調報告とはおもむきが違うが、ここに提起されている問題に対し、全力を傾注していくことが確認された。

その他、運営に関する事項についての打ち合わせがされた。

〔決議事項〕

1 交流集会プログラム（集会案内参照）

2・会費は1,000円とする。（3日間通し 中途参加も同額）

・宿泊は、27日は個人宅に分散宿泊し、
28日は旅館泊（2,000円）とする。

・交通費は原則として個人負担とし、地方からの参加者に限り若干の援助を考慮する。

・会場は第1候補として県立川崎高校、第2候補として市労連、産業文化会館とする。

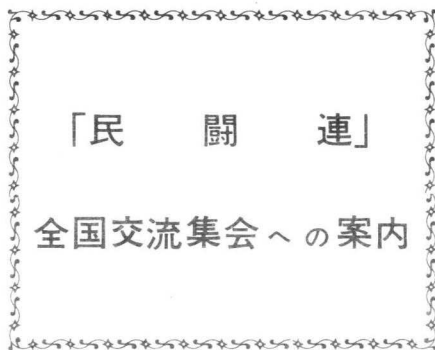
3. 集会当日の進行に関しては、実行委員会

(関東民闘連)に一任する。

4. 「交流集会にあたっての問提起」(基調報告)を検討し、若干の修正をもって決定した。

以上

交流集会の内容の詳細に関しては、案内の頁を参照して下さい。



第2回民闘連全国交流集会 参加案内

韓日間の歴史の所産として存在するに至った在日韓国人・朝鮮人は、現在64万人を超えています。これらの在日韓国人・朝鮮人はゆるぎない日本人の偏見と差別、そして権力の同化か追放かの政策の下にあって、さまざまな民族差別に呻吟しています。民族差別がもたらす人間性の破壊は、被差別者、差別者を問わずとどまるところを知りません。

私たちは、1974年8月の「日立闘争」完全勝利以降、民族差別を日々の現実のなかでとらえかつ闘わんとして「民族差別と闘う連絡協議会」を結成しました。今日、民族差別はまさに地を這うが如く広がっています。就職差別、入学・入園差別・民族教育への弾圧・差別行政に見られる諸権利からの締め出し同化か追放かをせまる入管体制のありよう等々、列記すれば枚挙にいとまがないくらいであります。

こうした民族差別との闘いをとおして、日本人と在日韓国人の共闘の上にそれぞれの地

域・学校・職場、に拠点を設定しながら、民族差別の撤廃に向けた「共同行動」の確立をめざし、連帯と交流、情報の交換を保障していこうとしているのが「民闘連」であります。在日韓国人・朝鮮人と日本人のそれぞれの主体的立場を明らかにした共同闘争というものは、決してなまやさしいものではありません。が、共同闘争を通じ、在日韓国人・朝鮮人と日本人の真の解放をめざしたいと思っています。

「民闘連」は以上の事から、昨年に引き続き第2回「民闘連全国交流集会」を次のような要項と内容により開催することになりました。諸グループ、諸個人の積極的な参加を呼びかけます。

記

- 主 催 民族差別と闘う連絡協議会全国交流集会実行委員会
日 時 1976年8月27日(金) 午後3時
～29日(日) 午後3時
場 所 8月27日・29日川崎市労連会館
8月28日川崎市産業文化会館
参加費 1,000円(3日通し)
宿泊費 2,000円(8月28日の旅館代)
交通費 個人負担

分科会内容

入管分科会 (責任団体 神奈川朝問研)

※ 在日韓国・朝鮮人の在留がどのような道すじで保障されていくのか。

1. 基調報告＝問題点整理

(A) 入管の動向

(イ)密入国問題

(ロ)在日韓国・朝鮮人対策(同化一帰化傾向を前提としての対策)

(ハ)現実の入管の持つ力

(B) 入管の動向との関連で何が問題とされるべきか

(イ)在日韓国・朝鮮人の在留権そのものを問題にする必要性

(ロ)個別入管闘争(裁判の意義と限界)

(ハ)入管との直接的問題

(ニ)密入国問題

2. 実践レポート

(イ)横浜・寿町密入国問題

(ロ)アジア人権センターの取り組み

(ハ)申京煥氏闘争の現状

(ニ)韓さん闘争の現状

(ホ)大阪人権センターの取り組み

教育分科会

A 地域における民族教育(韓国主体)

B 公教育における取り組み(日本人主体)

午前中—教育分科会の全体会(A+B)

午後から—AとBに分かれて分科会をもつ
全体会では、各運動体の実践報告と問題点を共有化し午後からの分科会にのぞむ。

A 地域における民族教育

(責任団体 川崎在日同胞の人権を守る会)

1. 実践報告と問題点の整理

2. 調査報告

(イ)川崎における同胞の実態

(ロ)意識調査の発表

3. 教育問題における行政との接渉

(学童保育、保育園対市当局、市教委)

4. 地域実践の中間総括(理論と問題点)

(イ)民族運動としての地域活動

(何故地域か)

(ロ)地域実践と地域社会

(民族教育の一貫体制)

(ハ)日本人との共同闘争

(地域全体の解放への使命共同体)

(ニ)地域実践に開わる日本人の中間総括

(韓国人との共闘)

B 公教育における取り組み

(責任団体 関東の日本人教師グループ)

1. 全体会議の報告をうけての討議

—とりくみの基本姿勢について—

(イ)在日韓国・朝鮮人の子供を前にして、

「民族性の回復や民族差別に負けない
主体作り」への取り組み

※例えば本名を名のらせることの意味

(ロ)進路保障への取り組み

(ハ)「日本人の子供たちの差別意識の克服」
及び「見えない日本人を見る日本人
へ」の取り組み

(ニ)教育での日本人、在日韓国・朝鮮人の
共同作業、共同闘争へのとりくみにつ
いて

※例えば「公教育」と「地域における
民族教育」とのかかわり。

2. 各レポートを受けての交流討議

(イ)横浜市小中学校における実態調査

(浜教組)

(ロ)日朝高校交流運動で見えてきたもの

(都高教)

(ハ)「地域における民族教育」の実践から
見えてきたもの

(桜本学園、ロバの会日本人教師)

民族差別と闘う連絡協議会

連絡事務所 在日韓国人問題研究所

(RAIK)

東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

〒160 電話03-203-7575

原稿募集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

・論壇への反論、同調

・運動体の紹介、宣伝、アピール

・随筆、評論

・在日韓国人問題に対する問い合わせ

・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

●連載論壇●

日本人にとっての在日朝鮮人問題 (3)

—ひとつの中間総括として—

徳 永 五 郎

“日本人にとっての在日朝鮮人問題”ということだが、この機会に今までのことをふりかえって、考えたこと考えていることを書き批判をうけることができれば又幸いと思う。

第二次大戦の終結の頃、わたしは勤労動員で、自分の村にある、九州では有名な稲荷神社のうしろに造られた海軍の工場で働らいていたが、そこには数百人の朝鮮人も働らいていた。強制連行されてきた人々であった。大体15才から18才の少年で、みな一様にとうまい袋のような布地の服を着せられ、山辺にそって建てられた小屋に住まわされていた。屋根は杉の樹皮を並べたもので雨がふればじゃあじゃもあり、鉤もかけてない床の上にむしろを敷いて生活していた。各分隊に中学生とはほぼ同数配属されていたが、わたしはその中の特に三人の少年と親しくなった（と思ひこんでいた）。

やがて8月15日に無条件降服で終戦を迎え、工場も当然やめになったが、それから数日した頃、わたしはその神社の裏の工場の方へ行ってみた。途中の山辺の小屋にはもう誰もおらず、参道にさしかかると、その両側に立ち並ぶ旅館は、どれもあの一緒に働らいた少年たちでいっぱいであった。いわば占拠といった形である。2、3日前まで海軍の技術将校その他、軍の関係者が泊っていたところだった。これは大変なことになったな、と思ってふと見ると、そのうちの一軒の二階の手すりのところに、あの三人がいる。何かほっとして、やあ、といった感じで彼らを見上げ

たのだが、わたしはそのときの一瞬の出来事をおそらく生涯忘れないだろう。彼らは三人ともすでにわたしに気づいており、じっとにらみつけるようにわたしを見つめたが、その眼は、2、3日前まで決して見出だすことのできなかった怨みと憎しみ、復讐とそれに意志的な侮蔑等に満ちて、わたしを冷たく見おろしていた。わたしはそのときの自分に向けられた彼らの眼を一生忘れないだろう。長くもあったような一瞬の出来事のあと、家に帰ってこのことを誰にも言わなかった、言えもしなかった。自分がその中にありながらそれまで考えたこともなかったもの、いわば日朝関係史をはじめて自分の眼でのぞいたと言えるだろうか。それから自覚を深めていくことになったとはとても言えないのだが――。

日韓会談も大詰にきた頃、わたしはある大都会のそばで住んでいたが、日本人の間でもこれの反対運動が多少の盛り上がりをもってきた。わたしたちも学習会をしたり在日大韓基督教会の人達や民族団体系の学生団体の学生達をよんで聴いたりしながらかわっていった。運動の中では、南北分断を固定化する問題、経済侵略の問題、軍事同盟の性格の問題等が語られ、叫ばれた。そこでわたしは38度線自体、かつての日本のいわゆる内地軍と関東軍の武装解除に対する米ソの責任分担として設定されたものだということを、申訳ないのだが、はじめて知った。経済侵略については、これが日本の労働者にとっても決

してプラスにならず、マイナスだという強い主張を町の共産党の人たちから聞いた。何かひっきりながら、たしかに条約締結後、昔から紋りの産地として有名なこの町の川辺や家々の物干しから、あの長い白布が姿を消していった。

しかし日韓会談推進派からも、そして大方の反対運動からも、日帝36年の植民地時代の(その後だが)日本と日本人の犯罪性については、余りにも発言がなかった。自分としてはこれではいけないと思い、この点を一生懸命うったえたつもりだった。しかしやがて、その自分に決定的に欠けていたものに気づかされる時を迎えねばならなくなった。当時の革新勢力の国会質問などを読んで、その中にしばしば見られる余りにも身勝手な発想に、時として生理的な吐気をもよおすものさえあるが、しかし自分もやはり五十歩百歩だったことを思い知らされたのは申京煥(シンオヨンファン)君の退令問題である。

申京煥君に対する日本法務省の強制退去令の問題についてはこの『民間連ニュース』にも何度か報ぜられ、その問題性と闘いについてすぐれた論文が連載中であるが、この問題にぶつかってはじめて今までの自分に決定的に欠けていたものを知らされたのである。

申君の両親は日本の植民地時代、日本政府の「土地調査事業」等で農地を奪われ、生きるためにシベリヤ・中国、当時の満州・日本等にいかざるをえなかった人々のひとりとして日本にこられ、京煥君はそこで戦後生まれ、極度の差別の中を生き、そこで過ごしてしまった犯罪をたてに、法務省入管局は強制退去をしいており、それに対して退去強制処分取消・退去強制認定処分(協定永住権はく奪処分)取消をもとめて裁判がなされている。

ここでどうしても納得いかないのは、歴史的な事情、そしてそれに対して日本は清算しておらず、又しようもしていないのに、他方強制退去はさせるということである。こまかいことは他稿にゆずるが、出入国管理令24条の退去強制を在日韓国・朝鮮人にも適用

してき、又日韓条約のときの日韓法的地位協定及びそれに伴っての出入国管理特別法に退去強制の条項があるということであり、申君はこれにひっかけられて全生活的に苦役に満たしめられているのである。

だが、このことをわたしは申君の問題にぶつかるまで考えてこなかった。日韓条約の問題のときに、法的地位問題に全く眼が向かなかったのである。ほかの日本人も……と逃げるのではないが、わたしの知る限り聞く限りわれわれ日本人の運動にこの問題が欠けていたと思う。在日韓国・朝鮮人の在留権の問題は人権中の人権の問題であり、あらゆる権利の土台をなすものであるのに、このことはわたしたちの運動が、足もとの在日朝鮮人が現に何を奪われているか、日本国、日本社会、われわれ日本人が彼らから現に何をうばっているかにほんとうに関心がなかったことのあらわれがここにある。日本人の勝手な運動ではないかと彼らに言われても弁明の余地は皆無なのである。申京煥君の問題はわたしにとって結果としてあの時の運動の総括作業、自分のあり方の根底的なとらえなおしの作業としてもあらざるをえなくなっている。

在日朝鮮人問題はわれわれ日本人にとってどうしても理念なのだ。理念としての在日朝鮮人。理念としての入管闘争……。それぞれ申君にかかわる以前にすでにもってしまっているもの、あるいは大情況的なもの(それをふまえるのと少しちがって)に申君の問題をあてはめようとするところから、申君の問題にぶつかってその主体と情況認識が再形成・再構築されることへとかえられねばならない。明治以来の近代主義的な教育・人間形成もあるが、8年前から東京にきてみて、やや極端な言い方かも知れないが、自分の地域をもたず、自分の家からはなれ、自分の言葉を述べることによって成り立つ東京の諸人間集団が並はずれて理念的、イデオロギー的、観念レベルでまとまり行動するのを感じる。理念でまとまる集団は外に向って進歩的な姿を呈しても、しばしば内に根深い官僚性・反動性を

もってくる。

わたしは申君の問題にかかわってから、さきの手痛い経験もあって、うちから一番近い調布の朝鮮人密集居住地域に行ってみた。韓国人の年若い友人と一緒にはじめ、一軒一軒まわる。申君の問題をもっていくのだが、実感としては自分のためだ。諸先輩の忠告や助言をききながら、しかし最大の師はそこで出会う一人ひとりであり、ほんとうに調布に即し、調布に必要なことをおこしていきたいと思う。出会う人によってニュアンスはいろいろだが、なかには、悪いことした奴(申君、ゴメン)のためにやってどうして自分のようにまじめに働らいてもこんなに苦しんでいる者のためにしないのか、と憤りをぶつける人もあり、だがそのうちにだんだん表情を変え自分の在留のこと、生活上のこと、肉親のこと、更には38度線の存在はあの解放が自分の力による解放でなかったからだ、といった高度な述懐までして話してくれる。だから次に訪ねたときは又ほとんどゼロからの出発である。まわる中で種々雑多全くいろいろな問題がでるが、申君の強制送還阻止・協定永住権ハク奪反対という入管の裁判闘争も、できるだけ生活レベルの問題にふれながらやっていきたい。在日朝鮮人の生活と内面を日本人のわたしがいわばのぞきながらまわることの犯罪性を思わないのではない。しかしわたしとしては今のところ日本人としてより少ない犯罪性を選択していくほか道が見出せないのだ。

65年の日韓法的地位協定第四条で、教育生活保護、国民健康保険、持ち帰り財産について“妥当な考慮を払う”と約束し、さらに合意議事録でおぎなっているが、これに限って言っても、こう日本政府が約束し義務化したのは、言うまでもなくそれまでの55年にわたる歴史からしてそうなのであって65年に突如降ってきたのではない。これまでも本来その義務があったのをこの時になって認めたというにすぎず、しかも65年以前部分的にはやってきたこと、以後もかなりやってこなかったこと、それらが相互にからみあっていく。この夏は裁判の傍証的なこととも思う

ので、申君の育った宝塚との関係で、調布を手掛りにこれらの歴史と現状について少し系統的にやる。とにかく、持続的な協力者が心から欲しい。ここで韓国語を日韓両者ともに学ぶ交わりが与えられたことは感謝である。

だらだら書いて残り少なくなったが、わたしは、たとえば“在日韓国人の要求に合致させる”といった日本人の運動によくある発想を間違いと思う。在日朝鮮人にもたらしめている社会的・政治的状況の困難さからして、要求ということになってないこともある。なり得ていることも受けとめないでいて……、ということがあるにしても、やはりそう思う。そして上のような発想は、進歩的日本人における没主体性の表現である。又、日本と日本人は悪いことをしてきた、韓国の民主化闘争に学びましょう、では駄目だ。もちろん他人の運動からも学べるが、より大きく情況と実態から学びたい。日本にも民主化闘争を、などと言いつつ、戦後民主主義の虚構性はもうなくなったのか、と思う。以上の様に相互批判の通路をみずから閉ざした連帯運動はむしろ連帯への道を閉ざしているだろうし、ここに進歩的人士にも連綿とつづいている不敬罪思想の構造を見ないわけにはいかない。朝鮮人から民族の主体性をうばってきたことの結果に対する運動が、意識的無意識的な利用主義をのりこえて夫々の主体性を確立していくものでありたいと自戒しつつ希っている。

(日本基督教団城西教会牧師、申君を支える関東連絡会代表者)

・おわびと訂正

前号(12号)のP6、教育実践報告同化・排外思想と対決する生活の現実に向ける実践を——「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」のあゆみ——という記事は「鈴木啓介」と個人名が記してありますが、考える会の「世話人一同」の名で発表されるべきものでした。訂正しておわびいたします。

在日韓国人の 地域実践活動報告

川崎における地域活動の歩み

そのはじめてから現在まで

今回は、川崎で開かれる第2回民開連全国交流集会に参加する人々の予備知識としての意味も含め、川崎における地域実践の歩みをそのはじめてから現在に至るまで、概略ではあるが紹介してみたい。

■ 日立闘争への関心と地域集会

在日大韓基督教川崎教会の青年会の青年たちは、朴君の裁判闘争に頭初から深い関心を持ち、裁判支援の運動グループ「朴君を囲む会」の活動にも加わっていた。それはたんに日立を訴えた朴君が同胞の1人であったという関心にとどまらず、同胞の誰れもが経験している身近かな問題であったとともに、同胞の青年が等しく持っている将来への不安、悩み、や同胞の現実がより凝縮された問題が内包されていると感じとっていたからであった。しかし、教会青年のすべての者がそう感じとっていたのではなく、また、朴君の裁判に対する反応もさまざまであった。彼は「同胞のなかのドンキホーテだ」という青年もいた。あるいは「単純な怒りで日本社会の朝鮮人に対する偏見は、変わりようもないさ」と彼の怒りを一様は認めながらも、それを裁判までして勝てると思うのかといった自嘲めいた反

応を示す青年もいた。こうしたさまざまな反応がありながらも、一部の青年は「囲む会」の活動に積極的に取り組んでいった。

1974年4月28日、日立闘争を積極的にすすめて来た韓国人青年が中心となって、日立の問題を地域の人々にも訴え、共にこの問題を考えようと、地域集会を計画し、川崎教会で集会がもたれた。これが、川崎における地域活動のはじまりであるといってもよいであろう。この時の地域集会では、日立闘争との関わりのなかで民族性にめざめた青年の話しや、保育の現場での取り組みを通し、差別にまけない子にするために同胞子弟の民族教育がどうしても必要であるという保母の報告がされた。そして何よりも、この集会に参加した地域の同胞の住民が、自からをとりまく差別に強い関心を示し、現実生活の要求としての問題にふれた発言がでたことであった。それは、児童手当が「外国人」に支給されないのは、自分が外国人であるから当然なことなのか、あるいは差別なのか、といった主旨の質問であった。

■ 地域の現実を知るために

はじめての地域集会で、一住民からあがった質問と要求は、青年たちにとって大きな課題となった。しかし、日立裁判の判決が間近かに迫っていたためもあり、活動の中心は、日立闘争にあった。74年6月19日、横浜地裁は朴君に対し、画期的な勝利判決を下した。日本社会の民族差別を認めたこの判決は地域のなかで、民族差別の問題を考えていこうとする青年たちにとって大きな励みとなった。6月30日「日立糾弾川崎集会・民族差別裁判完全勝利」集会を川崎の読売ホールで開いた後、行政差別に対する取り組みが本格的に開始された。7月15日まず川崎市に対して、川崎教会、桜本保育園、囲む会の在日韓国人部会等五団体の名で公開質問状を提出したのである。予想に反し、川崎市は来年度より実施すると、交渉にのぞんだ五団体の代表に回答した。行政差別撤廃を地域住民を動員した大衆運動としようとした計画は、川崎

市の予期せぬ一発回答のため実現させることはできなかった。しかし、条例化するためには、市議会に対し請願をしなければならず、そのために署名をとらなくてはならない。その署名集めを単に街頭で集めるのではなく、署名集めを通し問題をより広く地域住民に広めることが考えられた。青年たちは、地域をブロック割に担当を決め、個別訪問を開始したのである。そして、その作業を通し、より地域の現実を把握していこうという試みが目的意識的になされたのである。

地域の現実には、予想をはるかに超え、さまざまな問題が存在していた。ひとりぐらしの老人、共稼ぎをせざるを得ないなかで放置されている子供達、生活保護を受けざるを得ない人々、同胞の密集するスラムの悪環境、なかでも、学校や家庭から疎外された子供の姿が目についた。同胞の子供たちは、さらに、日本人の子供たちからも疎外されていた。民族差別は子供たちの世界にも色濃く存在し、子供たちの精神形成に少なからぬ影響を与えていた。

公営住宅の入居資格、児童手当の支給を実現させるべく、個別訪問の署名活動を続けながら地域の現実を見つめ歩いた青年たちは、より地域に密着しようと、同胞がもっとも密集している池上町で子供会を計画し、その年の8月から12月まで、週二回の子供会活動を続けた。

川崎の在日韓国人青年たちは、日立闘争を担うなかで民族差別がいかに日常生活に溶け込み、同胞の民族主体と人間らしく生きようとする姿勢を歪曲させているかを、自からの生きざまとあわせながら痛感した。祖国の歴史を知り、同胞の現実にあふれることによって自分自身のなかの歪みや悩み、朝鮮人であるゆえの葛藤の本質が見えてきたといえる。そしてそのことは、自分が一体何者であるのかという自己確認をせまるものとして、いいかえるならば、自分自身の問題として民族差別と対峙せざるを得なかった。彼らが、地域活動に取り組みはじめようとしたその大きな原動力は、民族論や政治論でもなく、また運動

論につき動かされたものでもなかった。まさに同胞の現実の姿のなかに、自分と共通した悩みを見出し、自ずからと自ずからをとりまく状況に対する怒りであり、人間らしく生きようとする叫びの一致であった。疎外されている同胞の子弟の日々の姿に、過去の自分の姿を重ねあわせて見ていたのである。この子供たちを一体誰が見守って行くのだ、差別に負けず、たくましく生きて行けるようにという願望は、また青年たちの生き方の願望でもあったのである。

■ 地域住民集会

74年9月、日立闘争は6日の裁判勝訴に続き運動においても勝利した。朴君を囲む会には、日立闘争の完全勝利とともに解散したのである。それとともに在日韓国人部会は、川崎・在日同胞の人権を守る会と改称し、川崎における地域実践の母体としての歩みをはじめたのである。

しかし、池上町における子供会活動は、実践母体である人権を守る会がいまだ弱体であったことと、子供会を続ける場所の確保ができず、継続することが困難な状況にたち入ってしまった。

一方、行政闘争は三月議会を目前にひかえ獲得した権利を、いかに広く住民に知らせ民族差別に対する大衆運動としてどう盛り上げるかが問われた。そこで考えられたのが、市当局者を招いての地域住民集会であった。まず一回目の地域住民集会は、75年2月9日、「差別行政の撤廃を！」「人間らしく生きるために」というスローガンのもとに、町内会館で開かれた。参加した地域のオモニたちは、市当局からの説明のあと、こもごもに子供達の問題を語りあった。青年たちの地域実践とは別に、民族保育への模索をすすめていた桜本保育園を卒園した子供が、本名を名乗ることによって、明かるい性格となった話し、在日韓国人が日本社会で生きて行くことの厳しさが、体験を通して語られた。そして民族保育、民族教育の大切さが訴えられた。しかし、オモニ達の欲求に反し、民族的な教

育、あるいは同胞の子供を見守る場はあまりにも少くなかった。

地域住民集会は、3月30日も開かれた。この日の集会は、条例化したことの報告とともに手続等について市からの説明もあわせてなされた。そして、川崎市全市に住む在日韓国、朝鮮人に対して児童手当が支給される旨の案内を送付する事が市に対して強く要求され、市当局もこれをのみ即日実施する。

■ 地域実践をすすめる三つの柱

川崎における地域実践をすすめるなかで、忘れてならないのは、在日大韓基督教川崎教会と、社会福祉法人青丘社桜本保育園の働きである。教会が経営する無認可の保育として発足した桜本保育園は今年で8年目になる。川崎での地域実践は、この保育園の活動と、教会活動の基盤に負うところが大きい。教会は場所と建物を有し、保育園は地域における信頼を有していた。そして、保育園は、前述のように、同胞子弟のために民族保育を確立しようとさまざまな模索を続けていた。日常の保育を通し、差別に負けない子供にするための努力が、子供と親、そして保母という人間関係のなかで続けられた。同胞子弟の子供に本名を名乗らせるという園の方針が貫徹されるまでには、さまざまな葛藤があった。保母たちは、卒園後も継続して本名で小学校に行けるよう、親を説得し、学校への働きかけをもしていった。

一方、人権を守る会に集まる青年たちは、日立闘争、地域子供会、行政闘争を経験するなかで、より地域に根ざした実践を模索していた。

教会はより開かれたものとしての地域への関りを求め、保育園は卒園児を見守る体制を欲していた。そして青年たちは民族差別を克服し同化に抗し民族主体を回復する一歩として、同胞子弟を対象とした地域における民族教育を実践しようとしていた。こうした状況と事態の反映のなかから、青丘社・桜本学園が発足していったのである。

現在の川崎における実践の基盤は、こうし

た、教会と保育園、そして同胞青年と日本人青年達の実践グループの三つの柱から成りたっているといえる。さらに忘れてならないのは、オモニ達のグループである「子供を見守るオモニの会」の存在である。園児のオモニ卒園児のオモニが中心となってできたこの会は、青年たちにとっても、また地域の実践をすすめる上においても大きな意味あいを持っている。

■ 青丘社・桜本学園の発足

75年4月16日、桜本保育園の卒園児や地域の同胞子弟の民族教育の場を保障する。民族意識を正しく育てる、低学力の克服といった事を目的に、単なる塾活動ということではない、人間性豊かな子供にといった趣旨から、日本人子弟をも含め、学園はスタートした。頭初は小学校1年から中学3年まで60人の子供が集まり、韓国人・日本人の青年、そして保母を含め12人の教師という陣容であった。

子供を通し地域の現実がより鮮明になって来ると同時に、それこそさまざまな問題が浮きぼりにされた。民族差別はもとより、障害児の問題、貧困、非行、低学力、留守家庭児混血、公害、そのどれひとつをとっても重たい、胃のいたくなるような問題である。さらには、地域の実践活動を通して問われる日本人と韓国人の主体性の問題、地域運動としてのありようと、実践をすすめる韓国人、日本人青年との緊張関係といった問題である。それらのどれもが、すざましいまでの現実的な重みを持って、実践にたずさわる者に向って迫り来るのである。まさに、日々の生き方が問われ、運動の内実と本質が問われることの繰り返しである。

■ 学童保育の発足

川崎の実践は、子供の実態を通して全てが語られる。教育・就職・福祉行政・法的地位にわたる民族差別の実態・貧困・非行・留守家庭児・障害児・公害問題といった地域社会の諸矛盾が露呈される。こうした諸問題と対

峙しながらも、学園の活動は持続され、今年の4月からは、小学校低学年（1年～3年）を対象とした学童保育、「ロバの会」が発足した。子供をより強く見守る、あるいは地域に住む親の強い希望と相まって、これまで週二回の塾活動が1週間のフルタイムとなったのである。当然専従が要求され、実践に加わる人数がより多く必要となって来る。

学童保育を市の依託事業として認めさせ、専従の手当を獲得するという市当局との交渉が、数回にわたって続けられた。月に5万5千円の手当が支給されるに至った。しかし、それではとうてい専従者の生活を保障することはできない。青丘社がその不足分を補っているのが現状である。しかも、学童保育に集まる子供達は50人を越す。1人の専従と数名のボランティアでは間にあわない、そこで保育園より保母1名が学童保育のために派遣され2名の専従を確保することができた。

現在、桜本学園は大きく三つのクラスに分かれている。ひとつは小学校低学年を対象とした学童保育「ロバの会」であり、月曜日から土曜日まで毎日下校時より夕方5時まで続けられている。ふたつめは、小学4年から6年までを対象とした「タンボボの会」で、週2日。みつつめは、中学生を対象としたクラスで、週2日の塾学活動がそれぞれ行なわれている。他に、高校生・中学を卒業して就職した子供との取り組みが試み続けられている。学園に来る子供の総数は80名を越し、教師は、韓国人・日本人の青年を含め40人を超える大世帯となっている。

川崎での地域実践の概略をかなりはしょって紹介して来たが、まだまだその全てを語りつくしてはいない。そして、なによりも実践はその端についたに過ぎない。近隣の公立学校への働きかけ、教材の不足・保育園・学園韓国人青年の集まりの場である人権を守る会日本人青年グループとの関係、地域の父母との関係といった、グループ間の関係、人的関係がスムーズにいとっているとはいいいがたい。保育園を基点とし、小学・中学と一貫した民

族教育をどこまで確立し保障できうるのか、課題は山積している。

川崎での実践は、「民族差別を許さない」とする実践であり、闘いであり、運動である。こうした闘いは、今や川崎ばかりでなく、尼崎、大阪、八尾といった地域でも取り組みが模索され、実践がされている。こうしたグループとの交流と連帯が強く望まれると同時に同胞の力量の結集が今ほど必要とされている時期はないのではないだろうか。

（民間連編集部 B・J）

－兵庫－

尼崎市との第8回交渉

－第二期行政闘争－

1974年10月に開始された兵庫民間連の対尼崎市差別行政撤廃闘争は、在日韓国人の公営住宅入居資格、児童手当の支給等の権利を獲得していった後、昨年末より第二期の行政闘争に入った。この兵庫民間連の第二期行政闘争の交渉内容がどのようなものであるのか、経緯を追って紹介してみたい。

■ 第二期行政闘争の経過

昨年5月9日から10日にかけての対尼崎市との徹夜交渉で、市当局は「児童手当については実態的差別がある」と認め「9月市会への日本人との同等支給提案を約束」した。その後、児童手当同等支給完全実施要請の街頭署名（約1万余名）を市長へ提出、市会各派へ要請文を手渡すなどの活動が続け、9月市議会では在日韓国人への公営住宅入居資格、児童手当の支給が条例化されるに至った。さらに、兵庫民間連の主催によって「児童手当行政説明会」を、10月17日、22日の両日にわたって行った。一方、行政当局との交渉が続けられ、10月17日、「局長以上の出席による交渉要請について」の申し入れ書を市当局に提出し、そのなかで「在日韓国人

朝鮮人に対する行政の基本姿勢を明らかにされたい」と要求した。これに対し市当局は、

「市として内部的に論議する必要があると考えている」とし回答をさけ、翌11月10日になって「市の基本姿勢は昨年末のべてきたとおりで、意を用いて対応するので、交渉の必要はない」との文書回答を提示してきた。

その後、尼崎市長の辞任問題があり交渉は一時中断された形となったが、今年の1月30日に第6回目の交渉がもたれた。この席上兵庫民闘連は「民族差別行政撤廃についての要求書」を提出し、①民族問題に関する市行政の総合担当部局を設置されること、②民族差別撤廃に関する行政の基本方針の樹立については双方との話し合いによって、積みあげられること、③民族差別に関する調査ならびに市民への民族問題の自覚を促がす施策を講ぜられること、の三点を要求した。この日の交渉の結果、市当局と「民族差別の実態については、今後とも認識を深め、具体的な問題については今後とも貴協議会と話合ってまいりたい」との文書確認を取り交わすに至った。

この第6回交渉が兵庫民闘連の第二期行政闘争（民族差別撤廃闘争）の実質的な開始となった重要な交渉であった。つまり、民族差別に対する市の基本姿勢を示せという要求を柱に、具体的には民族問題に関する市行政の総合担当部局の設置要求、あるいは市民への民族問題の自覚を促がす施策を要求するという、実質課題をめぐっての交渉へと発展したのである。

その後、第7回目の交渉が5月10日にもたれ、兵庫民闘連はこれまでの交渉で明確になってきた具体的な要求の実施を市当局にせまった。これに対し、市当局は「基本方針はこれまでのべてきたとおり、更に認識を深めそれぞれの原局があたる。総合担当部局は今設置する必要は認めない。市報『あまがさき』に民族問題を権統的に載せる。」と口頭で回答した。ここで言う市の基本方針とは、74年末に提示した「現在行われている差別行政の撤廃に向け努力していく」というようなあいまい極まりないものである。

■ 対尼崎市第8回交渉

7月6日、尼崎市労働福祉会館で尼崎市との第8回交渉がもたれた。市側からは、木和田企画調整局長以下8名が出席し、兵庫民闘連側からは約20人が参加した。この日の交渉で確認された事項は、兵庫民闘連がかねてより要求していた「市民への民族問題の自覚を促がす施策」として、市報「あまがさき」に韓国・朝鮮人問題をシリーズで連載する件と、市側より今後の交渉のあり方についての提案の二点であった。確認事項の内容は以下のとおりである。

1) 確認事項

① 市報「あまがさき」に朝鮮人問題をシリーズで連載する

イ) 毎月5日発行、千字から千二百字。

ロ) 表題は“民族差別をなくすために”

(仮題)とする。

ハ) 9月号より始め約25回連載する。(約2年間)但し、兵庫民闘連との具体的な内容検討が終了した時点から始める。

ニ) 原稿は原則として市側が書く。編集は民闘連との話し合いで行う。またテーマによっては他に執筆を依頼する。

ホ) 市の編集姿勢として

a) より具体的な生の事を反映させる。

b) 尼崎の実態にあわせる。

c) 行政の姿勢をうち出したものとする。

ヘ) 掲載の主な内容

a) リード文を入れる

b) 日韓併合までの歴史

c) 日韓併合以降第二次大戦まで

皇民化政策、経済収奪、強制連行等

d) 在日韓国・朝鮮人

第二次大戦後の法的地位、在住の実態

e) 民族差別の実態

就職、居住、教育、生活全般

f) 行政差別

g) 民族差別との闘い

h) 今後の課題

i) 日本の中の朝鮮文化

②民闘連と市との定期懇談会

市当局側からの提案として、今後定期的に懇談会を持ちたいとの申し入れがあった。その趣旨は、現在の交渉をさけるためではなく行政の前向きな施策の一步として、ざくばんな話し合いをしたいというもので、市側からの出席者は、企画調整局長と他関連部局責任者とし、民闘連側からは各団体の代表10名程度からなるものというものであった。

兵庫民闘連はこの提案に対し、交渉を拒否しない(継続する)という前提を確認し、今後の懇談会のあり方をみながら一応(暫定的に)受諾した。

以上が第8回交渉における確認事項の内容であるが、この日、要求事項として、在日韓国・朝鮮人の手による地域(小中島)の民族学級がすすめられているが、その場所の確保について早急にかつ具体的に措置することを要求した。

こうした経過のなかで兵庫民闘連の第二期

行政闘争はすすめられているが、交渉の成果をいかに日常の実践に反映させるかが、運動体にとっての今後の大きな課題である。行政闘争をへて来ている現在、一方において「尼崎・在日同胞の人権を守る会」を中心に、地域での実践活動として「塾活動」がはじめられているが、塾に来る在日韓国・朝鮮人の子弟を通し、より地域の現実と、在日韓国・朝鮮人の実態が目前にあらわれ、さまざまな問題に直面するであろう。そうした事態と問題に対して、いかに行政を動かし得るか、実践母体がいかにして地域の人々の信頼を得ていくか、さらには、日本人と韓国人の共闘のありようを通しいかに民族差別を克服する実践と論理が構築されるのか、兵庫民闘連の第二期行政闘争のこれからのありようは、今までのとはなばなしい闘争と違って、地味で消耗の激しい運動になるであろう。しかし、民族差別の本質と克服にむかってさらに肉迫した歩みを続けていくためには、避けて通ることのできない闘争でもあるのではないだろうか。

(編集部 B・J)

感想文

「就職差別とのたたかい」——朴鐘碩さんのこと——を読んで

■好きで朝鮮人に生まれてきたわけじゃありません。高野さんもそうだと思います。もう昔のことです。今とはちがいます。なぜそれを、また再びはじくり出して調べなくては、いけないのでしょうか。今現在、けんめいに、きちんと仕事をやっていればいいではないか、私はそう思います。日本は、つめたい国です。

中3. モモタロー

■朝鮮人だからといって就職できないのはひどいと思う。前に聞いた話だが今、巨人にいる張本選手もプロにはいるときに巨人から朝鮮人だからといって、おい出されたという。朝鮮人をバカにする心がゆるせない。

中3. りんご

■人間だれでも、みな同じ。はだや言葉のちがいをのぞきゃみんな仲間だ。そうなのだよ。そいつをこわすやつがいる。だからゆくのか、レインボーマン。ぼくの感想です。

中3. 死ね死ね団

■人種が違うからといって、差別をすることはいけない。最初、朝鮮人は日中戦がはじまり、日本人につれてこられて動かされた。つまり、日本人が悪いのに、それが終わっても、そんなことをする人はゆるせない。私は、人種差別ということばが大きらいだ。

中3. ガッチャマン

■「朝鮮人だから」といって差別するのは私から見ると、ちょっとへんだと思う。だって同じ人間だし朝鮮人と日本人とどこがちがうのかな?でも裁判で朴さんが勝利をとってよかったと思う。

中3. 二十面相

申京煥氏裁判(4)

在日韓国・朝鮮人の在留権獲得の闘い

有 吉 克 彦

(5) 今後のたたかいとその展望 (下)

前号ですべてをまとめるつもりでいたがついつい予定のスペースをオーバーしてしまった。前号で述べたことは、「法律126号」と入管令の関係についてであった。私のもっとも主張したいことは、在日韓国・朝鮮人を日本国家が勝手に追放することはきわめて不当なことであり、とりわけ法律的観点からしても明らかに違法なことであるとする点である。

それではつぎに移ろう。本題に入る前に次回公判について少し触れておきたい。次回公判は、本年の8月26日、午後1時から東京地裁民事第3部法廷で開かれる。当日の証人は、前々から申請していた日本朝鮮研究所の佐藤勝巳氏である。佐藤氏は、朴鐘碩氏裁判(日立就職差別事件)、金嬉老氏事件においても証人として法廷にたち、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景、生活の実態、あるいは民族差別の実態等々についてきわめて説得力ある証言を行なっている。申京煥氏裁判における氏の証言の重要性は今更述べることもないが前記2件の裁判で証言したものに、さらに今回は在日韓国・朝鮮人の戦後における法的地位問題に触れられると思う。従って佐藤氏の証言は、申氏裁判のキーポイントとなる法律の解釈、入管体制の実態と法的地位の変遷を通じて在留権の基本的獲得の立証となるであろう。きわめて注目するところである。

【B】出入国管理特別法の退去強制事由は、在日韓国人の歴史的事情を無視し、かつ「法律126号」の解釈を基本的に誤った前提の

もとにあり、違法なものというべきである。

(a) 日韓法的地位協定は、1965年に締結された日韓基本条約とともに調印された。この法的地位協定の目的は、その冒頭において「多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、これら大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、両国間および両国民間の友好関係の増進に寄与することを認めて」と規定しているように、在日韓国人の歴史的事情の特殊性を認識することに重点が置かれていると思われる。しかしながら、協定本文には、退去強制事由を規定しているなどきわめて問題とする点が何かわれるのである。

(b) 日韓法的地位協定の締結に依って、出入国管理特別法が制定(1965年12月17日公布)され、1966年1月17日から施行されている。

この出入国管理特別法(以下入管特別法という)は、「協定」に基づく永住許可(協定永住)を取得した者にのみ適用されるものであり、第7条には、入管特別法に規定された以外は現行入管令の適用を明らかにしている。つぎに、この入管特別法第6条には、退去強制事由の規定がある。つまり「協定」に盛り込まれた4項目の退去強制事由が定められているのである。(「協定」を参照のこと)また、第5条は許可の失効についても規定している。

(c) 日韓法的地位協定における退去強制事由は、在日韓国・朝鮮人(法律126号該当者)に対して現行入管令の退去強制事由の全面適用を前提として、それよりも制限を加える主

旨から規定されたものと考えられる。たしかに、日本政府は「法律126号」該当者に対して入管令24条（退去強制事由）の適用を行ってきたのであるが、〔A〕項において指摘した通り、適用それ自体が問題なのであり、また適用の法的根拠についても未だ法的検証を経ていないとは考えられないのである。

したがって、入管特別法の退去強制事由はその前提を欠くものとして明らかに違法なものであると考えられ、また仮に百歩ゆずって違法でないにしても、その運用においてすすんで適用を除外するなどの措置を講ずるべき性質のものであると考えられる。

【C】いわゆる「合意議事録」の“人道条項”は、居住の実績、家族構成の状況に鑑みて退去強制事由の適用を事実上排しているものである。

(a) いわゆる「合意議事録」とは「日韓法的地位協定」について合意された議事録であり文字通り「協定」と不可分の関係にあるものと考えられる。「合意議事録」の冒頭には、「大韓民国政府代表及び日本国政府代表は、本日署名された日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する大韓民国と日本国との間の協定に関し次の了解に達した」として、その了解事項を定めている。この了解事項中、特に「第3条に関」する部分のうち<2>については、申氏裁判に関係する部分である。つまり、<2>には、「日本国政府は、（協定）同条(c)又は(d)（注1）に該当する者の日本国からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う」と両国間の確認を行なっている。

(b) この“人道条項”と呼ばれる規定は、その歴史的、特殊の事情を有する在日韓国人を事実上退去強制の措置をしない旨を明らかにしたものであろう。法的地位協定の締結において、日韓両国政府の主張のくい違いのなかから「合意議事録」が生れたものであろうことは想像にかたくない。たとえば、かつて元入管参事官であった池上努氏が書いた『法的

地位200の質問』のなかにも、「合意議事録」の解釈についてその考え方を明らかにしている。すなわち「200の質問」の<問21>には、「合意議事録」の性格についての質問に対して、「国際間で条約や協定がむすばれた際に、その中の特定の事柄についてその解釈に相互の食い違いがおこらないようあらかじめ解釈を明らかにしておくかまた特定の事柄を実施に移す具体的な方法、細則を明らかにするためこれまたお互いに合意した内容を書いておくもので、したがって当然協定と同じような効力があるといえる。」と回答している。また具体的な運用面においても、<問72>には、退去強制事由に該当している者でも家族離散の可能性の問題、あるいは家族の生計上の問題が考慮されるとし、また刑罰令違反の場合には、その動機に関して考慮がはらわれるとしており、事実上退去強制をしない旨と解釈できるのである。

(c) 以上の諸点から伺えることは、まず第1に「合意議事録」は「協定」と同じ効力を有していることが認められているにもかかわらず、入管特別法には何んらの具体的援用を行なわれていず、きわめて不当なことであるといえよう。第2に「合意議事録」の運用は申氏裁判における国側の主張に見られるような単に特別に留許可の可否の判断基準であるとする考え方ではなく、事実上退去強制事由の適用を排しているものと解するべきものであろう。

(d) 申京煥氏に対する入管当局の退去強制処分を見る限り、池上元参事官の主観的意図にかかわらず、「合意議事録」およびその精神は全然尊重されておらず、今や完全に死文化していると思われる。その逆に、一方の当事者である韓国政府は、協定永住者の強制送還の受けとりを一切拒否するという対応をしており、ますますもって、「合意議事録」の解釈は重要な問題となってくる。

(e) 以上、「合意議事録」について述べてきたのであるが、日韓交渉の席上においては、もっと詳しい話がされているのではないかと思われる。しかしながら、そうした資料がき

わめて不足しており、今日の時点では残念ながらもう一步の決定打をつかむことが困難である。さらに資料のほりおこしが求められているのである。

(注1)「同条(c)又は(d)」は、「協定」第3条にある退去強制事由のうち、(c)は麻薬犯罪により3年以上の懲役をうけたものないし3回以上の刑を受けた者となっている。また(d)は、一般犯罪により7年以上の刑をうけた者となっている。

実は、もう一つの課題、すなわち入管行政

の実態および先例、実例について触れるつもりでいたが、別途あらためて問題にしてみたい。

今回は、特に法的方策について重点的に考えてきたのであるが、『たたかいと展望』にはなり得なかった。在日韓国・朝鮮人の在留権の獲得とは実にきびしいたたかいなのだ。まずもって申京煥氏裁判に勝つということがその展望の第1歩となるのではなからうか。地道ながら着実な前進が必ずや申氏裁判の勝訴につながるものと確信している。〔了〕

(アジア人権センター・事務局長)

●論文紹介

経験と自己回復 (6)

鄭 大 均

(チヨン テ ギユン)

Ⅳ. 自己回復への歩み

Ⅰ. はじめに

今回とりあげる在日朝鮮人青年Pは、日本の朝鮮侵略の過程で渡日した両親の下に九人兄弟の末子として生れた二世である。Pの民族的アイデンティティを形成する基礎となる家族の文化は、在日朝鮮人社会の混乱と日本社会の民族的差別によって<同化>を余儀なくされており、さらに、日本学校は、Pに朝鮮人としての遺産に自己を開かしめる場としてではなく、逆に朝鮮人に対する否定的なイメージを強化させる場として機能した。しかし、Pにとって耐え難いのは、一方で、朝鮮人として生きる条件が剥奪されているながら、他方で、朝鮮人として差別されなければならない二重性にあった。彼がそこで、見出した途は、朝鮮人としてのアイデンティティを明け渡し、日本人に自己を似せる到達することの出来ない努力であった。これらのことに

加えて、Pの家族の構成、職業、生活程度、生活地域、交遊関係等において展開される事象の中にも在日朝鮮人青年の典型を見ることができる。

民族的アイデンティティの問題は、一方でアイデンティティを規定する条件を明らかにすることであり、他方で、逆に規定されたものが規定するものに対抗する力を明らかにし、かつ両者を心理・社会的に見つめる作業から成る。当論文では、その両者の相互性をPという典型的な在日朝鮮人青年の生活史と民族意識の変遷の中に見ようとする。

Ⅱ. 事例研究

A. Pの生活環境(註1)

1. 両親の渡航

Pの父は日本が朝鮮を「併合」した1910年に、母は1913年に朝鮮で生まれた。両親はいずれも1920年代の後半、日本の植民地政策によって土地を奪われ、経済的に

追いつめられる過程で、それぞれの親と共に渡日してきた。日本は当時世界大恐慌の波をもろに受け、失業者は町にあふれ、両親の日本における生活は困難を極めた。

又この時代は同化政策が一段と強化され、両親も日本社会で生活していくためにやむを得ず「新井」という通称名を用いるようになった。彼らは1934年結婚し、9人の子（男5人、女4人）をもおけたが、Pはその末子として1951年11月に生まれた。両親は1940年代の末愛知県西尾市に定住し父は土工や鋳物工として、母は紡績工を始め数多くの職業に従事した。

2. 家族

Pの家族は西尾市のはずれの前山というところで日本人に囲まれて生活してきた。

朝鮮人であることは知っていたが、彼らが日常生活において朝鮮人であることを前面に出さず（表礼も「新井」のみ）、努めて「日本人」的に生活していたので、「日本人と変らない朝鮮人」として、Pの家族の存在を許容した。

家族の中で両親は日本語を用い、子供達を「日本名」で呼んだ。彼らは、子供達の将来を配慮し、積極的に朝鮮人らしさを身につけることをさせた。きつい労働によって心身ともに疲れきってしまう日々の中で、子供達の教育を考える余裕もなかった。従つて、子供達もまた朝鮮人としての民族意識をもち得ず「日本名」が自分の名前だという意識のまま成長していった。

朝鮮の土の匂いを知り、朝鮮の風俗習慣の中で生きてきた両親にとって、自ら朝鮮人であることを隠し、子供達にも隠すようにしむける教育をしなければならなかったのは、苦渋に充ちたことであったに違いない。しかし西尾市のように、在日朝鮮人が孤立している環境の中で、朝鮮人であることを前面に押し出して生きることが危険であった。

B 日本学校と自己発見（註2）

Pは西尾市の日本人小学校に「新井」という通称名で入学し、自分が同級生とは違って朝鮮人であるということに気づいてはいなか

った。

Pが同級生からみさげられる存在であることに気がついたのは、小学校2年生の時であった。「ある日、担任の先生が出かけて自習をしている時、騒いで態度が悪いということで、私ともう一人の子が級長の命令で前に立たされ、直立できないということで両足を縛られました。同級生達は面白がって笑いましたが、私と一緒に立たされた子は顔を真赤にして泣き出してしまいました。その子私も朝鮮人でした。私は腹が立ち、同じ学年の私のいここにあたる子と相談して、学校の帰りに級長を持ち伏せ、二人がかりで殴ってやりました。級長は泣いて帰りましたが、翌日から私達は、『チョーセンジーン』とののしられました」

Pは又、貧しさのゆえに軽蔑され仲間外れにされる。「同級生の一人が水死してみんなでおくやみに行った時も、私は持っていく香典の金がなくて出席できませんでした。同級生の病気見舞いに行った時も、みんな菓子や学用品を持っていっただのに、私は手ぶらで行ってごちそうになり、あとから『お前は何も持たんできたんか』と笑われて逃げ出したこともあります。」

朝鮮人であるということと貧しいということとは、重なって次のような体験になる。「3年生になって、私と一緒に立たされたことのある朝鮮の子は、親と共に朝鮮民主主義人民共和国へ帰国しました。学校で送別会をやりましたが、私は出席できませんでした。みんなと同じ饗別の品物が持っていけないせいもありましたが、何故だか嬉しそうにしていた彼をみるのが嫌だったのです。彼は朝鮮人になりていくのにくそれは羨ましいことのようには思えました、私は日本人になるんだから仕方がないという気持でした。」

C. 自己意識（註2）

1. 「朝鮮人」としての自己意識

Pが幼い頃、両親は朝鮮人であることを子供達に隠そうとした。しかし両親が全く日本人的な生活をしてたというわけではない。

「家庭内の様々な不幸を嘆いて、母は地面に

べったり座りこみ両手で地面を打ち、体を前後に何回となく振りながら、声をあげて泣き続けました。そういう時、母は普段使わない朝鮮語でわめき続けるのですが、幼い私にはそれがまるで歌をうたっているように聞こえたものでした。」

Pは当時まだ自分が朝鮮人であることに気づいていない。やがて小学校2年生の時、突然自分が日本人から差別される存在であることを発見する。朝鮮人であり、かつ貧しかったPは、自分と他者（日本人）との間に様々な相違を認知し、否定的な自己像を形成していく。「家の暮らしは相変らず苦しく、私は小使い銭が全然貰えませんでした。近所の日本人の子と同じつき合いがしたくて、金がはしくてたまりませんでした。」「5、6年になって、社会科の時間に先生が朝鮮の話をする、顔をあげることができない思いでした。先生の話す朝鮮はつまらない国で、みんなが私をさげすみの眼で見るような気がして、早く時間が終わってしまえばいいと、そればかり念じ続けたものです。」

Pは「日本的」なもの「朝鮮的」なものを比較して価値評価を加える。「一番上の姉、次男の兄、次女の姉、三男の兄は、それぞれ家を出て暮していましたが、在日朝鮮人と結婚していた長姉と長兄を除いては、すべて日本人のようなふりをして生活していました。スクラップ屋を始めている長兄の埃にまみれた姿よりも、日本人らしく振舞って、こざれいにして下の子や姉達の方が格好よく見えました。」

Pは否定的な自己から逃避するため、日本人になることを夢みる。それは、ある時は無意識的に抑圧された形をとってあらわれる。「1964年、私は中学校に入学しました。私の名前は依然として『新井鐘司』でした。自分が朝鮮人の子であることは分かっていたが、このまま勉強をしていけば、自然に日本人になるのだとばかり思っていました。」

又、ある時は、意識的に日本人になることを試みる。「小使い銭がもらえないことに、とうとう我慢できなくなり、村祭りの時学校

に納める金をもって、友達全部に気前よくおごってしまいました。日本の子達は、祭りのおこづかいを沢山もらっているの、何でも買い食いをしているのです。私は母が家の中にしまってある金を盗み出して、みなと同じように買い食いをしました。」しかし、こういう試みもPを一時的に充足させることしかできなかった。

Pは朝鮮に関する否定的なことが語られる時、殆んど無意識のうちに逃避を始める。しかし逃避はPを充足させない。だから時折、朝鮮人として怒りを爆発しかけたり、告白を始めようとする。それは高校生になると顕著である。高校1年生の時、線路の枕木をあげるアルバイトに従事しながら、仕事に出掛けるのがだんだん苦痛になってくる。「一緒に働く日本人達が休憩時間などにかわす世間話のなかで、朝鮮人のことをひどく悪しきまに言うのが、耳についてならなくなりました。初めのうちは、自分とは関係がないのだと、聞きながすように努めていましたが、同じことを何回となく聞かされると、自分が卑怯な朝鮮人と馬鹿にされているような気がして、腹が立ってきたまらなくなったのです。」

Pが自分の出自を始めて日本人に明かしたのは丁度その頃であった。Pは、自分が朝鮮人であり、就職の道は閉ざされ、前途に希望がないことを作文にして国語教師に提出した。その教師は、「君の気持は分かるが、君にとって今一番必要なことは勉強じゃないか」と語った。Pは全然理解してもらえないといういらだちと、余計なことを書いたという後悔の念で失望する。

卒業式の直前、Pはついに意を決して、それでもつとめてさりげなく、「オレは朝鮮人だから、こういう登録証をもっているんだ」と級友達の前で打ち明けたが、外国人登録証明書の格好よさを云々するような反応しなく、Pにとってショックだった。

Pは常にわだかまりを抱きながら生活していた。手当たり次第に本を読んでみたりもした。教師の1人は、「日朝中三国人民連帯の歴史と理論」「現代日本史」といった本を紹介す

る。偶然会った中学時代の同級生から名古屋の朝鮮学校の話聞かされ、心を揺り動かされた。しかし、そうした気持の動きは一時的なもので、私は二度と朝鮮人の集まる処へ行く気もなくなり、朝鮮学校へ行ってみたい気持もすぐ消えてしまいました。私はやはり日本人らしく生きたい気持でした。」

2. <自尊>の感情

Pの自己意識の中で、青年期の自己アイデンティティ形成と少なからぬ関連をもつと思われる<自尊>の感情について記したい。Pはそれを学校生活を通して形成していった。中学校に入学すると成績が急上昇し、二年時生徒会の役員になり指導の立場に立たされ、三年になると、級長に選ばれている。全日制の碧南高校には、500名の受験者中5番という好成績で合格、1年時から級長に指名され、3年になると生徒会長になった。スポーツにおいても、野球部のレギュラーであり、県大会の決勝に進出した時の同校野球部のピッチャーであった三男の兄からは、「素質がある」と言われていた。

Pのこうして形成された<自尊>の感情は不断の願望や希望につながっていく。日本社会に朝鮮人差別があっても、決して自分のような能力のある者を見捨てる筈はないと信じ込む。「私を取り巻く父母や兄姉達、親戚や同胞達が、のびられないでいたうっているのは、彼等自身の努力が足りなくて、愚かであるからだ」と考える。しかし、高校卒業間近全卒業予定者の中、進路の決定しないのはP1人になった時、Pは、「こういう状態になったのは、私がだらしく誘惑に負けて、怠け、勝手に拗ねていたからだ」と考える。しかしその時ですら、「憧れのような、信頼感のような、期待感のようなものが、私の心から消えたことはありませんでした。

(つづく)

註1 『民族差別』 亜紀書房 P191
～196参照 1974年

2. 前掲書 P237～260参照

ニ情報

■入管問題

●大村収容所より送還船

去る7月14日、大村収容所内で送還者名簿が発表された。今回送還された人達の数は170名で7月25日に送還された。

今回の送還者数は、予想より少ないという。

●「密入国者」摘発増大 ― 大阪

大阪で「密入国者」の大きかりな摘発がなされている模様である。このことは、摘発された「密入国者」を救済する人たちが、救済活動の中で知ったもので、大阪入管では収容しきれなくなって神戸入管にまでまわしているそうである。

●外国人入権センターで第2回シンポジウム

さる7月12日、大阪・外国人入権センター（代表世話人・石本泰雄大阪市立大学教授）は、大阪・弁護士会館で「在日韓国人の諸問題」をテーマに第2回シンポジウムを行なった。

講師は宮崎繁樹明治大学教授と金東勲（キム・トンフン）大阪経済大学助教授で、宮崎教授は「1974年に退去強制令書が発布された在日韓国人893人中、送還者数363人」という具体的な数字をあげ、在留権の問題について語った。また、金助教授は「入管体制とその問題点」と題して講演し、①入管行政は在日韓国人を対象としたもの②外国人登録制度は人権侵害である③戦前から日本に住んでいる同胞を一般外国人と扱うのは問題がある④いつ強制退去されるかわからない仮放免制度の不安定性 ― などについて語った。

また、同人権センターの中村康彦弁護士も

韓敏央さんの例をとりあげ「入管当局も法務省も『自由裁量』という名で勝手気ままな入管行政を行なっている。」と入管行政を批判した。さらに、大村・横浜の収容所についても「大阪弁護士会で収容所の実態を調査しようと公開を要求したが拒否された」ことも明らかにした。また、「仮放免になった人、収容された人、特別在留を受けた人の調査を行い、一つ一つの入管行政の実態を明らかにしていくことが必要だ」と、人権センターの今後の課題について語った。

■行政差別撤廃闘争

〔北九州市〕

去る6月23日在日大韓基督教会小倉教会の崔牧師ら4団体が市に対して①市営住宅入居権について市は“検討中”をくり返すが真意はどうか②市議会議員の選挙権など参政権の付与を求める要求が出ていることを国に伝えよ③市は6月28日に第5回交渉を開き、誠意ある回答を示せ——等の要求をした。

これに対し、市側は「検討中であり、交渉しても進展はない」とノラリクラリと逃げていたが、ついに、7月中に交渉を持ちたいと回答した。

■神高教組、在日韓国人高校生の実態調査に着手

神奈川県高教組の民族差別と人権問題小委員会は、県立高校に学ぶ在日韓国・朝鮮生徒の実態を把握しようと、県下の県立高校にアンケート調査を依頼した。アンケートの内容は、在籍調査、本名使用と通名使用の実態進路調査等である。調査結果は、民間連の全国交流集会でも発表される予定であり、注目をよんでいる。

■京都韓国学園建設問題

京都韓国学園建設促進連絡会議の最近の動向は、6月16日に第4回対市交渉。市は連絡会議が要求している公開説明会に対して、「市のサイドで」「時期が来たらやる」という、従来よりも後退した消極的な態度を示し

た。しかし、本調査をめぐる現状況に関しては、「強い態度を打ち出す時期である」と判断している。

6月26日、地元住民約50人が市に押しかけ、三者会談（市・地元・学校）が6月28日に開かれるにあたって抗議する。地元側は「現状変更（造成）を前提とした文化財調査は認められない。」との態度をとっているのに対し、市当局が今回、造成問題について話し合いたいと通知したことから、この日、抗議行動を起こした。

6月28日、三者会談は住民によってボイコットされた。

7月15日、「連絡会議」第5回対市交渉文化財発掘調査（本調査）を早急に実施することを要求するとともに、公開説明会の開催を市当局に対し強く訴えた。

■東京外語大で韓国語学科設置へ

東京外国語大学（坂本忠学長）は、来年から韓国語学科を設ける方針を固めた。これが実現すれば全国で3番目の正式な韓国語学科になる。

ところが、学生の中から「韓国への経済侵略をさらに進めるもの」という趣旨の反対運動が起っており、注目されている。

■本名呼称裁判

在日大韓基督教会小倉教会の崔昌華牧師がNHKを相手どり起した、いわゆる一円訴訟、人格権訴訟の第4回公判が6月28日、福岡地裁小倉支部で開かれた。

この日はNHK側の証人尋問が行なわれ、NHKの折方秀行記者と同北九州放送局の市川定夫放送部長の二人が証言台に立った。

証人尋問中、折方記者が「公開質問書の代表者らは、名前を現地読みした」と言ったため、崔牧師を支援する学生や牧師たちが傍聴席から「現地読みとはどういう意味か」「植民地時代の意識そのままではないか」というヤジが飛び、緊張した場面があった。

裁判後、支援グループはNHK北九州支局に行き、「現地読み」について抗議したとこ

ろ、資料を読んだり、いっしょに考える学習会を開くことの同意を得た。

■本名裁判で資料集発行

いわゆる人格権訴訟、一円訴訟と呼ばれている在日大韓基督教小倉教会の崔昌華（チオ・エ・チャンファ）牧師を支援するグループから「人格権訴訟ニュース」の第2号と、「現代版創氏改名を許すな、／」（訴訟資料集）が発行された。両方とも「人格権訴訟を支える会」の発行である。連絡先は、北九州市小倉北区白銀1-6-7、崔昌華牧師まで。

■公害輸出問題

「日本化学の公害輸出をやめさせる関西実行委員会」は、日本化学の蔚山工場操業開始に抗議して、日本化学西淀川工場にデモを行った。

なお、蔚山工場は今年の11月から重クロム酸リーダーの生産を開始するという。

■韓国人被爆者問題

- 崔李滌さんの治療を実現する会結成

在韓被爆者、崔李滌さんの日本での治療を要求する「崔李滌さんの治療を実現する会」（河村虎太郎代表幹事）がこの程結成された。

崔さんは長崎で被爆し、祖国の解放後韓国に帰ったが、原爆がもとで「両側大腿骨頭無腐性壊死」という難病にかかり、現在では歩くのも困難な状態であるという。

同会では、崔さんの来日、完全治療を実現させるため、百万円カンパ活動を呼びかけている。

- 「孫さんに治療を」10万人署名運動

被爆者手帳の交付を要求して福岡地裁、高裁と完全勝訴判決を勝ちとつた孫振斗（ソン・ヂントウ）さんに対する早期治療の実現と最高裁への上告の却下を求める10万人署名運動が「孫さんに治療を、／大阪市民の会」をはじめ、各地の市民の会で展開されている。

これは、孫さんが3年にも及ぶ大村収容所生活などで、肺結核の再発の徴候が見られる

うえ、いつ再収容されるかわからないためで同市民の会では10万人署名の早期実現を望んでいる。

- 「孫さんに治療を、／大阪市民の会」連絡先
大阪府淀川区十三元今里3-3-2、田中方

■「朝鮮征伐」という言葉を“征伐する”宋斗会さん

上記の表題で週刊朝日（7月30日号）に2頁にわたって記事が掲載されている。週刊朝日に連載された池波正太郎の連載小説「真田太平記」に「豊臣秀吉の朝鮮征伐……」とあるのに対し宋斗会氏が抗議し、週刊朝日編集部が謝罪し、宋氏に上記取材となったものである。（必要な方はレイクまで、送料共で150円）

■樺太抑留韓国人帰還問題

去る7月6日、「樺太裁判」の第3回弁論が東京地裁で開かれた。

被告・国側はこの日、①本人の責に帰すことのできない理由で有効な旅券を所持していない外国人から日本入国の査証申請があった場合、査証にかえて渡航証明書を発給することがある②その拒否については日本の専権で一定の基準、要件はない③日本を通過して他の国（韓国）に行く場合は、あらかじめ当該国（韓国）の入国許可が必要——などを内容とする準備書面を提出した。

また、6月28日に帰還した金花春さんと同じ時期に査証申請はなかったとされておりこの点について原告側が追求すると、「それ以後、申請者があり、次回弁論までにその数を明らかにする」と答えた。

次回は9月7日の予定

樺太裁判実行委員会がまとめた「樺太裁判資料（1）」が発刊された。同資料は非売品で、同資料についての問い合わせは、直接同実行委まで（東京都千代田区神田1-17-1 鈴木ビル2階、03（293）8606）。

編 集 後 記

■民闘連ニュースの編集という仕事に携っていると、ふと「オレは、各地で闘われている差別の問題や、具体的に差別によって苦しめられている同胞の問題をどれ程自分の苦しみとしているのだろうか。オレは、ただ差別という文字を右から左に書き変えているだけではないのか。」と思う時がある。差別を自分の苦しみとしないかぎり、言葉だけでは差別になれてしまう。こんなことを書くと、「お前は具体的に差別と闘っていないからだ。」と言われそうだが、こういう気持ちに私はずっとつきまとわれそうな気がしてならない。私は、それを自分の課題としてこれからもやっていきたいと思っている。

8月27日から民闘連全国交流集会が開かれる。一人でも多くの人と自分の課題について話し合えたら、と思う。

■私は今、夏風邪で体がまいっている。健康管理のむずかしい季節だが、全国の民族差別と闘っている仲間の健康と運動のさらなる発展を祈る次第である。

(K・S)

■暑中御見舞申し上げます。

今号ほど編集の仕事がつかったことはない。妻にあたり、子供で気分がやわらぎまたいらだちといったシユラ場のなかで、この後記を書いています。ただただねむいのです。これもまた現実の重さなのでしょう。

(B・S)

発行日 1976年 7月15日 №13号 頒価 150円

発行人 李 仁 夏

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

民間連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268
